

第 124 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 8 年 2 月 16 日（月）午前 9 時 30 分から午前 10 時 30 分
- 2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 （13 人）

- 1 番 宮本 平
- 2 番 岡崎 裕一
- 3 番 大谷 正樹
- 4 番 沖村 和哉
- 5 番 角井 雅之（途中退席）
- 6 番 小柳 貴史（途中退席）
- 7 番 袴田 光夫
- 8 番 大内 清香
- 9 番 岡村 淳史
- 10 番 藤元 敬介
- 11 番 東谷 邦夫
- 12 番 沖 貴美枝
- 14 番 廣岡 隆義（会長）

4 欠席農業委員 （1 人）

- 13 番 田中 豊文

5 出席農地利用最適化推進委員 （8 人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 大久保弘史

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

議長 それではただいまより第124回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議案件は、議案12件、報告事項2件となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員は13名、欠席委員1名でございます。農地利用最適化推進委員につきましては8名の出席をいただいております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員10番藤元委員と11番東谷委員によろしくお願ひしたいと思います。それでは、議事に入ります。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.1についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1ページから8ページをご覧ください。本件は、高齢で耕作が困難なため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地を譲り受け、経営規模を拡大したい譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹として利用する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員8番大内委員、推進委員11番中川委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8番 先日推進委員の中川さんと現地の確認に行きました。農地はとてもきれいに整備されていて今は小麦、ソバを植えているということでした。譲渡人の方は遠方に住んでいて以前から耕作を譲受人がされていたということで引き続き耕作をされていきたいということでした。実際に●●さんが買収した際には今はソバ、小麦を植えていますが今後はミカンの栽培をしていきたいということでした。以上です。

議長 中川委員何かありましたら。

11 番 (推進委員) 補足はございませんが、一つこの土地はお父さんの代から長年耕作しております。そのまま息子さんに替わったということでまじめにやられている方です。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いをいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.2についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、9ページから17ページをご覧ください。本件は、利用権設定により貸し借りしていた申請地を譲り受けた譲受人の要望に対し、譲渡人が応えるものでございます。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員5番角井委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

5 番 こちらの件はですね、譲渡人の方がもう施設に入っておりましてちょっともう戻れる見込みもない。またあの娘さんになるんですけど、そちらの方も遠方でもうすでに生活基盤ができててですね、帰って農地をやるっていうこと

もできないということで今作られている●●さんに譲り渡したいという意向、ご要望で今回の件が議題にあがってます。圃場の方はですね、適切に管理されておりまして、日良居地区でもかなり大きく栽培されている譲受人になりまして適正に管理されておりまして今後にも適正に管理いただけると思っています。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.3についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、18ページから25ページをご覧ください。本件は、高齢で遠方に居住しており、管理が困難な申請地について、現在管理してもらっている譲受人に譲り渡しを希望する譲渡人の要望に対し、譲受人が応じるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員5番角井委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

5番 こちらの件もNo.2の件同様の譲渡人の方からの案件になります。譲受人の方はですね、現在借り受けて管理をされておりますがこちらについてはご親戚になられまして、圃場の方も適正に管理されております。本人ややご高齢とはなっておりますが、今後も適切に管理していただければと思いますので問題

ないと考えています。以上です。

議長

ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、No.4 についてですが、私の担当議案でございますので、議事の進行を宮本職務代理と交代いたします。

(席はそのままで進行)

職務代理

それではNo.4 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.4 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、26 ページから 33 ページをご覧ください。本件は、利用権設定により貸し借りしていた申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理

引き続きまして、地区担当の農業委員 14 番廣岡委員、推進委員 13 番吉村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

14 番 今回の案件につきまして、●●さんと 10 日に会い現地で説明を受けました。一応その園地につきましては、今回の譲渡人の親父さんの時代から借り受けとるということでしたから 10 年以上くらいの年数になるかと思います。本人は U ターン就農して 7 年目ということでした。先代の親父さん、譲渡人の親父さんが亡くなったあと農地については譲渡人のお兄さんがひとまず一応管理をしておる。実際この畑はええとして他の●●さんの農地に関しては●●さんのお兄さんがやっと思ったと思います。お兄さんもこの前亡くなくなりました。譲渡人は今個人的には●●高校の同窓会山口支部の関係で結構お付き合いがありましたので、結構詳細知っておりますけれどもたぶんこちらの方に帰る意向はないかと思います。それを契機にして今回の譲渡に至ったんだろうと思っております。園地に関しましては、結構適正に管理がされてました。気になったのはこの前の 2 月の 8 日の雪の時がありましたから、せとみやなつみの露地の畑がちょっと気にはなりましたがどれもいずれにしてもそういうのを懸念がされるぐらいであとは適正に管理をされと思ったと思いますので譲渡についてはあんまり問題はないかなと思っております。以上です。

職務代理 吉村委員お願いします。

13 番 今説明があった通りで特に問題はないと思うんですけども、ご本人は土木関係の仕事で以前されてましてですね、農地の管理は特に石積みが得意でありましてですね、もし何かあった時に自分ですぐ対応できるという技術を持っていますので適切に管理をしていただけるというふうに思っています。以上です。

職務代理 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定いたします。それでは議事の進行を廣岡会長に戻します。

議長 続きまして No. 5 につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 5 についてご説

明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、34ページから40ページをご覧ください。本件は、申請地を含め所有する土地建物全体を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地を譲り受け、ゲストハウスに提供する食材として活用したい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の今後の確保予定や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員7番袴田委員、推進委員7番中原委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

7番 先だって推進委員の中原氏と現地を見に行きました。37ページの地図にある通り四角く括弧で囲ってある一番中の方に宅地がございます。これが宅地でその周りがぐるっとが一応畑、農地になってます。これを求めて、これあのお母さんが長いこと一人でおったんですけど、これが亡くなりましてその息子さん●●の方におられてこちらの方へ帰られないということで探しておりましたらたまたま●●の方の今の●●さんがゲストハウスにして使って周りを菜園を作って維持管理ができるということで今も外周の方にはカキとかミカンとか果樹が少し植えてあります。それでその中の畑についてはきれいに草を取ってすぐにでも畑として使えるような状態の良い状態であります。これを求めてゲストハウスとして利用したいという本人の意向でありました。以上です。

議長 続きまして中原委員。

7番 (推進委員) 先日農業委員の袴田さんと現地を確認に行きました。先ほど袴田さんが説明した通りです。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。小柳委員。

6番 ゲストハウスっていうふうにあるんですけどこれは宿泊施設として貸し出すとかそういう意味のことなんでしょうか。

事務局 そのように聞いています。

6番 お金を取ってそれで貸し借りをするっていうこと。わかりました。

議長 よろしいですか。他に何かご質問がありましたら。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.6について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.6についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、41ページから48ページをご覧ください。本件は、譲渡人が相続により取得した申請地を含む土地建物全体について譲り渡したい要望に対し、申請地を譲り受けることで経営規模を拡大し、連作障害の防止を図りたい譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果菜類を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員10番藤元委員、推進委員9番藤岡委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10 番 先日 11 日に藤岡委員と一緒にあと譲受人と一緒に現場を見に行きました。譲受人の方は●●からの移住の方で現在●●の方にですね、家を購入されてそちらの方に住んでいらっしゃいます。今回の所は譲受人の方が柔道の選手をされていてこの建物をですね、道場にしたいということで、それと周りの農地にカボチャを植えて栽培をしたいということでお話を伺っております。カボチャの種類が結構大きくなるオレンジ色のカボチャとあとハロウィンに使うようなカボチャの種類を植えていきたいということです。現在ちょっと草がけっこう生えているんですが、●●の方に親類の方がいらっしゃって手助けをされながら一緒に栽培していこうと思っているということでした。今現在ちょっと荒れているんですが、まあ手を入れれば十分使える土地だと思うので合理的に利用していただけたらと思っています。以上です。

議長 続きまして藤岡委員。

9 番 (推進委員) ここはですね、数年前から住宅の方の売りかけと言いましたけれどもずっと売り手が無かったように思われます。それと長年遊休地でありましたので草や木が大分生えております。ご本人もやる気で耕地に戻すということでしたので、まあ遊休地が少なくなるということではないかという風に思っています。またあのカボチャと果樹、柑橘を始め果樹の栽培もやりたいということでございました。また祖父の出身が●●ということでこちらに祖母のミカン畑があるということでその管理もやっておるということでございましたので何も問題は無いように思います。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.7についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、49ページから55ページをご覧ください。本件は、県外に居住しており、将来的にも農作業を行う予定がないため、譲り渡しを希望する譲渡人の要望に対し、移住に当たり申請地もあわせて譲り受け、営農活動を始めたい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、

伺ったということで理解でいいでしょうか。

4番
(推進委員)

今ご夫婦と言ったのは昨日お会いしたのがご夫婦だったんで息子さんも農作物を作ることには大変意欲的です。一昨日もオレンジロードの入り口近くにミカン園があってその老夫婦がもう収穫等の作業が難しくなったんで、だれかやってくれる人がいないかと探しておられましたので、一昨日に早速その園地を見学に行ったりとかなかなかこう意欲的に動いておられます。だからもちろんご主人 53 歳ですがやられるし息子さんも手伝いをされるそしてそのできたものを楽しむのが奥さんというような形になると思います。以上です。

2番

ちょっと補足なんですけれど、息子さんが今社長を引き継いだんですけど会社自体はですね、こちらから連絡して向こうで従業員さんが動くというような形だそうです。息子さんが社長っていうのはちょっと一応形だけというようなこと言ってましたんでそういうことみたいです。よろしくお願いします。

議長

他に何かご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、No.8 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.8 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、56 ページから 62 ページをご覧ください。本件は、相続により取得した申請地について、将来的にも耕作を行う予定がないため、現在管理している親族に譲り渡しを希望する譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えられます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な

日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員4番沖村委員、推進委員21番中田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

4番 先日ですね、推進委員の中田さんとそれぞれ確認しております。それで本人さんの方へ●●さんですけども連絡したところ週末には大島の方でミカンの管理をしておりますということだったんで、土曜日ちょっと私一人だったんですが、確認に行きました。畑の方はですね、イノシシの対策、周囲で囲いをしてしっかり管理されておるという状況でした。色々お話ししたんですけども●●さんこちらの方はですね、お父さんが生きておられるときに高齢のためですね、管理してくれないかということで●●さんの方に話があって前々から●●さんの方が管理しておるということでした。それでお父さんが亡くなりまして、●●さんの方が相続したんですけども、そのまま管理できるんなら作ってくださいということで贈与の話になったようです。それで●●さんの方はですね、今まで通り作りたいということで畑も管理しております。それで贈与を受けるのにあたってですね、色々また本格的に作りたいということから今現在営農塾の方へ通いながらですね、畑の管理をしておるということでした。それでミカンの方はですね、かなりありますんで資料にもありますけども400キロくらいは、農協の方へ出荷ということでした。これはまあ●●の方へお勤めということなんで、庭先出荷ということで連絡調整しながら出荷ということでした。それから周囲についてはですね、みな荒廃していますのでなかなか光の方が当たりにくいということで、それをですね、承諾、承諾というよりはどうかしてくださいと言ったところですね、好きにしてくださいという許可を得て木を切ったりですね、竹を切ったりして日当たりを確保しているような状況です。それでまあこちらの方作るにあたっては二人ということで書いてますけども、息子さんもおりますのでこちらの方がですね、手伝っていただけるということなんで今の木を切るとかいうのはやってもらっているようです。ということで今からもですね、適正に管理されるということなんで特に問題はなくですね、管理できるというふうに感じました。以上です。

議長 続きまして中田委員。

21番 (推進委) この農地周りはずべて荒園になっておりますが、ポツンとここだけ耕作しているような状況ですけども贈与前からずっと永続的に管理をしてお

員) りましてこの農地に行くのに車が横付けされて横付けしてそこから一輪車でまあ 100 メートルぐらいのところにこの土地があるんですけれどもしっかりとその赤線道についても草を刈ったり通れるようにやっております。だから今後も適正に栽培管理なり農地の管理をしっかりできるというふうに思っておりますので特に問題ないと思います。以上でございます。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、No.9 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No.9 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、63 ページから 71 ページをご覧ください。本件は、高齢に伴い農業経営の規模を縮小したい譲渡人の要望に対し、経営規模を拡大したいと考えていた譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 6 番小柳委員、推進委員 1 番福田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

6 番 先日福田推進委員と一緒に現地を譲受人と一緒に見てきました。経緯として

はもともと譲渡人と譲受人が隣で耕作しているような状況で、別の畑ですけれども、あってここを譲り渡したいという話になったようです。現地は適切に管理されている状態で上下に分かれてるんですが、下側は今更地になっていてそこを譲受人が新植して栽培するということです。で上半分に関しては今ある木があるんですけどもこれを譲渡人の方が、ちょっと一年ほど作らせてほしいという話があったそうでしばらくは譲受人譲渡人が同居するような形で栽培されるということです。双方納得されているということなので問題はないかと思います。譲受人に関しては熱心にされている方で地区の収穫の手伝いなんかもできない方のお手伝いなどもされるそうで熱心にされている方なので今後適切に管理されると思います。以上です。

議長 続きますして福田委員。

1 番
(推進委員) 小柳委員の言う通りでございます。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、No.10 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No.10 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、72 ページから 78 ページをご覧ください。本件は、遠方に居住しており、管理が困難なため、譲り渡しを希望する譲渡人の要望に対し、宿泊施設に提供する野菜を栽培したい譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や今後の確保予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号

の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員8番大内委員、推進委員11番中川委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8番 先日譲受人の●●さんにお会いし、園地の確認に行きました。マップの72ページと77ページなのですが、購入された●●の宅地の横と前にある農地のことでした。農地にはすでに柑橘が何本か植えられているのが確認しました。宅地の間にあるとても狭いスペースだったので、住まれる予定の宅地の近くにあるので管理はしやすい場所にあるかなと思いました。出荷先は譲受人が管理されている●●の宿泊施設に育てた野菜を卸したいということでタマネギやジャガイモ、オリーブなどの栽培を今後予定しているということで問題ないかと思えます。以上です。

議長 続きまして中川委員。

11番
(推進委員) 今大内委員の言った通りでございます。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、No.11について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.11についてご説

明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、79ページから85ページをご覧ください。本件は、自宅に隣接している申請地について、管理が容易なため、譲り受けた譲受人の要望に対し、譲渡人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘や野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員12番沖委員、推進委員2番村田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

12番 12日に推進委員の村田さんと現地を見に行き譲受人の方に話を聞いてきました。去年の1月に大島に引っ越されてきて今は83ページのマップ●●にある家に住まれています。家の横には貯蔵用の倉庫ともう一つ倉庫もあり、農機具もそのまま譲り受けたので草刈り機などもあると言われていました。畑は家の周りで草刈りもきれいにされている状態で枯れた木も伐根されていてすぐにでもミカンや野菜を植えることができる状態で特に問題ないかと思えます。

議長 続きまして村田委員。

2番 (推進委員) 沖委員が今話した通りでして特に補足はありませんが、この畑は日当たりなど環境も非常に良いように思いましたし農地としては最適じゃあないかと感じました。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1についてご説明させていただきます。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。資料は、86ページから97ページをご覧ください。まず、本件についてですが、令和7年11月の第121回総会において、周辺の営農への影響が懸念されることなどから不許可となった案件で、今回、申請内容が見直され、再申請に至っております。続いて許可基準についてご説明いたします。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、蒲野出張所から北西に622mに位置する、過去に公共投資の対象となっていない第2種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、申請者は町内に住所を有する鉄工所を営む法人で、事業拡大に伴い、鉄工所を敷地拡張する計画でございます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、残高証明書が添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込みや協議の状況についてですが、法定外公共物用途廃止手続き及び開発地区内行為届出について手続中です。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、隣接する譲受人所有の非農地の土地も併せて利用する計画です。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障については、事業計画書および被害防除計画書から、日照、通風、排水などへの影響を防ぐための対策を講じることで、問題が生じないと考えられます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員9番岡村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

9番

前回からの話から推進委員さんと行政書士さんと譲受人の人と何回か現地見て色々話してきました。結局まあ原因がそこかどうかはつきりわからなかったんで何とも言えんのです。その都度対応するということで向こうの人と。前回よりこれ申請地が広がったんですけど、これ後から出すというんでそ

れなら最初からまとめて出してくれということであまりこの近くをこれ以上いじらんでくれということでした。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程3、報告事項1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。棕野、久賀にて2件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は98ページから107ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたらこの事項報告事項でございますので皆様のご了承をお願いいたします。以上をもちまして第124回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。長時間の審議、ご苦勞様でございました。

上記は、令和8年2月16日開催の第124回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和8年3月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____